

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪防止及び地域の見守り力の向上を図るため、防犯カメラの設置を行う地域団体に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (2) 地域団体 自治会、自主防犯組織その他の一定の地域を基盤に活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯又は住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯又は住民が自由に加入できること。
 - エ 規約や代表者の定めがあること。

(補助金交付対象)

第3条 補助金の交付を申請することができる団体は、防犯カメラを設置する地域団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 兵庫県防犯カメラ設置補助事業（以下「県補助事業」という。）の補助要件を満たし、事業採択を受けていること。
- (2) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (3) 防犯カメラを設置する場所の所有者の許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、県補助事業の採択を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、県補助事業の補助対象となる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。ただし、防犯カメラの設置1か所につき80,000円を上限とする。

- (1) 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費から県補助事業による補助金額を除いた額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者は、新温泉町防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 県補助事業の補助金交付決定通知書の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 防犯カメラ設置補助事業計画報告書
- (4) 調査票
- (5) 防犯カメラの設置に係る見積書の写し
- (6) 防犯カメラの仕様書等
- (7) 防犯カメラの設置について地域の合意が形成されていることを示す書類
- (8) 防犯カメラの適正な設置及び運用に係る誓約書
- (9) 防犯カメラの設置場所が分かる位置図
- (10) 防犯カメラ設置箇所の全景写真及び防犯カメラによる撮影箇所の写真
- (11) 防犯カメラ管理運用規程
- (12) 防犯カメラ設置に必要なとなる許可書等の写し
- (13) 当該地域団体の概要が分かる資料
- (14) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を新温泉町防犯カメラ設置補助金交付可否決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため必要がある

ときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）の代表者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、新温泉町防犯カメラ設置補助事業変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 防犯カメラ設置補助事業変更報告書

(2) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象団体の代表者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、新温泉町防犯カメラ設置補助事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第10条 補助対象団体の代表者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに新温泉町防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置補助事業実績報告書

(2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し

(3) 防犯カメラ及び表示板の設置状況が確認できる現況写真

(4) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真

(5) 収支精算書

(6) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。